

5-（2）【練馬区外在住の方向け】練馬区内保育園等の利用申込み

	転入予定あり	転入予定なし（申込制限があります）
受付先	練馬区保育課入園相談係	締切日現在で住民登録のある自治体の保育園入園担当窓口
申込締切日	練馬区の申込締切日（P.15～16参照）	練馬区の申込締切日の7日前（P.15～16参照）
必要書類	原則練馬区様式の申込書 ・『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①～④ ・練馬区への転入予定先住所・引渡日や契約期間がわかる書類 例：売買契約書、賃貸借契約書、『同居誓約書』など ・保育を必要とする状況を証明するための書類 ・その他世帯の状況に応じて必要な書類 ・利用調整・保育料決定に使用する税に関する書類 ・申込児童の生年月日がわかる書類のコピー （母子手帳（生年月日が確認できるページ）、各種医療証等）	・住民登録のある自治体様式の申込書 ・練馬区様式の申込書『教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書』①～④ ・保育を必要とする状況を証明するための書類 ・その他世帯の状況に応じて必要な書類 ・利用調整に使用する税に関する書類
利用調整を実施する自治体	練馬区	
転入後の手続き	利用希望月1日までに転入かつ住民票を異動し、練馬区保育課入園相談係へ住所変更の届出が必要 ＝『保育園等利用申込内容変更届』の提出が必要 ※ 内定した方で入園月の1日までに転入かつ住民票の異動ができない場合、内定を取消す場合があります。	
その他注意事項	○ 『保育利用保留通知書』は、練馬区へ転入し上記の手続き後に発行します。 ○ 練馬区外の保育園等に通園中で、練馬区へ転入した後も引き続き同じ保育園等に通園する場合は、転入後速やかに保育課入園相談係へ手続きをしてください。 なお、通園先の自治体の方針によりその後の通園期間が限られることがあります。 ○ 練馬区内保育園等に内定し入園した場合、入園月の1日以降は転入前の保育園等に通園することはできません（二重在籍となるため、月途中での通園場所の変更はできません）。	○ 申込制限を設けています（板橋区民を除く）。必ずお申込み前に下記表をご確認ください。 ○ 練馬区では『保育利用保留通知書』を発行できません。住民登録のある自治体が発行しますのでお問い合わせください。 ○ 利用調整においては「練馬区保育実施基準表」の調整指数4番または5番（P.44参照）を適用し、加算の調整指数は適用されません。 ○ オンライン申請はご利用になれません。

※ 4月の利用調整に限り、転入予定住所等が未定の場合でも『転入の申立書』のご提出により、申込みできます。
ただし、練馬区保育実施基準表の調整指数 4 番または 5 番（P.44 参照）を適用し、加算の調整指数は適用されません。上記必要書類以外で、利用希望月 1 日までに練馬区に転入できることを客観的に証明できる書類がある場合は、ご相談ください。

5 区外申込み

【練馬区へ転入予定がない場合】申込みの制限について（板橋区民を除く）

	入園月 施設	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0～3歳児クラス	区立	×						△					入園は 行って いません
	私立							○					
	地域型 ※1	○											
4・5歳児クラス	区立	△						○					
	私立	○											
障害児	区立	× ※2 ※3						△			入園は行って いません		
	私立							○					

【○…申込可、×…申込不可、△…保護者のいずれかが練馬区内に在勤・在学している場合（内定を含む）のみ申込可】

申込みの制限は、練馬区へ転入予定がない場合のほか入園希望月時点で練馬区外へ転出予定がある方も該当です。
「×」や「△」の項目はすべて「同一世帯の児童が令和7年3月末日現在で練馬区内の保育園等に在園し、かつ、令和7年4月以降も引き続き在園する場合」は、同一世帯の児童の在園する保育園等に関し申込みできます。

※1 居宅訪問型保育事業は、板橋区民の方を含め練馬区へ転入予定がない場合は申込みができません。

小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業の受入れ上限は2歳までになります。

※2 障害児保育は転入予定がない場合、板橋区民の方についても申込制限を設けており申込みできません。

※3 私立青い鳥保育園に限り7月入園から申込みができます。

◆ 認定こども園（2号利用）は、申込制限はありません。練馬区保育課入園相談係へお問い合わせください。

6－(1) 練馬区保育実施基準表

保 育 指 数 (保 護 者 の 状 況)				
分類番号	類 型	細 目		保育指数
1	就 労	月20日以上就労	(1) 8時間以上の就労を常態とする場合	40
			(2) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	37
			(3) 6時間以上7時間未満 "	34
			(4) 5時間以上6時間未満 "	31
			(5) 4時間以上5時間未満 "	28
		月16日以上19日以下の就労	(6) 8時間以上の就労を常態とする場合	37
			(7) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	34
			(8) 6時間以上7時間未満 "	31
			(9) 5時間以上6時間未満 "	28
			(10) 4時間以上5時間未満 "	25
		月12日以上15日以下の就労	(11) 8時間以上の就労を常態とする場合	34
			(12) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	31
			(13) 6時間以上7時間未満 "	28
			(14) 5時間以上6時間未満 "	25
			(15) 4時間以上5時間未満 "	22
		その他	(16) 就労の態様から明らかに保育を必要とする場合	10～40
2	不 存 在	(1) 死亡・離婚・離婚前提の別居・未婚・失踪・拘禁等の場合		40
3	出 産	(1) 出産予定日の2か月前の月の初日(保育の必要性が就労で認定されている方は、出産予定日の6週間前の月の初日)から、出産日の翌日から起算して8週間を経過する日が属する月の末日までにあたる場合		24
4	疾病・負傷	(1) 入院している場合		40
		(2) 寝たきり等の状態の場合		40
		(3) 精神疾患の場合		40
		(4) 常時安静を要する場合		32
		(5) (1)～(4)以外の理由で自宅療養等を受けている場合		20
		(6) その他、(1)～(5)以外の療養を受けている場合		20～40
5	障 害	(1) 身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳(療育手帳)1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級に該当する場合		40
		(2) 身体障害者手帳3級または聴覚障害4級に該当する場合		30
		(3) 身体障害者手帳4級に該当する場合		20
6	介護・看護	自 宅	(1) 重度心身障害者等の介護・看護を行っている場合	40
		通院・通所	(2) 月48時間以上の付添いをしている場合	30
		入院・入所	(3) 月48時間以上の付添いをしている場合	20
		その他	(4) 介護・看護の態様から明らかに保育を必要とする場合	10～40
7	災 害	(1) 火災・風水害等による家屋の損傷に伴う復旧のため、児童の保育が必要となる場合		40
8	就 労 (内 定)	月20日以上内定	(1) 8時間以上の就労を常態とする場合	27
			(2) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	25
			(3) 6時間以上7時間未満 "	23
			(4) 5時間以上6時間未満 "	21
			(5) 4時間以上5時間未満 "	19
		月16日以上19日以下の内定	(6) 8時間以上の就労を常態とする場合	25
			(7) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	23
			(8) 6時間以上7時間未満 "	21
			(9) 5時間以上6時間未満 "	19
			(10) 4時間以上5時間未満 "	17
		月12日以上15日以下の内定	(11) 8時間以上の就労を常態とする場合	23
			(12) 7時間以上8時間未満の就労を常態とする場合	21
			(13) 6時間以上7時間未満 "	19
			(14) 5時間以上6時間未満 "	17
			(15) 4時間以上5時間未満 "	15
		そ の 他	(16) 就労の態様から明らかに保育を必要とする場合	10～27
9	求 職	(1) 求職のため昼間の外出を常態としている場合		10
10	就学・技能修得	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、職業訓練施設等に在籍している場合		分類番号1に準じる
		(2) 学校教育法に定める学校、職業訓練施設等に合格し通学等を予定している場合		分類番号8の就労(内定)に準じる
11	そ の 他	(1) 上記各分類番号に掲げるものの外で明らかに保育を必要とする場合		分類番号1に準じる

調 整 指 数			
区 分	番 号	条 件	調整指数
世帯に係る調整指数	1	ひとり親世帯の場合（戸籍謄本による証明または離婚調停の証明がある場合等）	8
	2	保護者の状況の類型が就労、就労（内定）または就学・技能修得で保護者が生活保護法の適用を受けている世帯	2
	3	保育の利用希望月1日時点で保護者に単身赴任の予定がある場合	1
	4	保育の利用希望月1日時点で区外に在住する方で、勤務地が区内の場合	-4
	5	保育の利用希望月1日時点で区外に在住する方で、勤務地が区外の場合	-6
	6	保護者の状況の類型が求職で、保護者が保育の利用申込締切日から起算して3か月以内に発生した解雇・倒産等により、早急に就労を要する場合	3
	7	保育の利用申込締切日時点で未就学児童が3人以上いる世帯	5
	8	保育の利用申込締切日時点で小学校3年生までの児童が3人以上いる世帯	2
	9	申込児童および保護者以外の同一住所の親族（保護者から見て3親等以内）が、身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳（療育手帳）1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している場合、もしくは要介護3～5度の認定を受けている場合	1
	10 ※1	保護者の状況の類型が就労、就労（内定）であって、保護者のいずれかが保育士、保育教諭、幼稚園教諭の有資格者として練馬区内の保育施設（地域型保育事業、認可外保育施設等も含む）または幼稚園に保育士または教諭として就労している場合（育児休業中からの復職予定の場合も含む）	1
	11	保育料の滞納がある場合	-20
保護者個人に係る調整指数	12	保護者が身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級、愛の手帳（療育手帳）1～4度または精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持している場合	1
	13	保護者の状況の類型が就労、就労（内定）または就学・技能修得で、身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）または精神障害者保健福祉手帳を所持している場合	2
	14	保護者の状況の類型が疾病・負傷で、細目の（1）～（3）に該当する場合	1
	15	保護者の状況の類型が就労または就学・技能修得であって、保育の利用申込締切日時点で就労または就学・技能修得の態様が同一条件で1か月以上継続していない場合（同申込みにおいて、労働契約等の変更による保育指数の低下が見込まれる場合を除く）	-3
児童に係る調整指数	16	申込児童が障害または配慮を必要とする場合	12
	17	保育の利用希望月1日時点で同居予定の65歳未満の祖父母が補完的な保育にあたる場合	-4
	18	同一世帯の他の児童の在園する保育園等への入園または転園を希望する場合	2
	19 ※1	同時に2人以上の児童の入園を希望する場合	2
	20	多胎児（双子等）の児童が保育園等への入園または他の保育園等への変更を希望する場合	3
	21 ※2	保育の利用申込締切日時点で、自宅から直線距離で2キロメートル以上の距離にある受入年齢の上限が5歳児クラスの認可保育園の在園児が、保育園等の変更を希望する場合	2
	22	保育の利用申込締切日時点で認可保育園（受入年齢の上限が4歳児クラス以下に限る）またはその他保育施設（地域型保育事業、認可外保育施設等）に一定時間以上申込児童を預けている場合（保護者が育児休業中の場合を除く）	2
	23 ※3	保育の利用申込締切日時点で認可保育園（受入年齢の上限が4歳児クラス以下に限る）またはその他保育施設（地域型保育事業、認可外保育施設等）に一定時間以上申込児童を預けている場合で、申込児童の利用希望月が施設の受入可能年齢終了月の翌月（4月）の場合（保護者が育児休業中の場合を除く）	3
	24 ※4	保育の利用申込締切日時点で練馬区内の認証保育所（受入年齢の上限が2歳児クラスから4歳児クラスまでの施設に限る）に一定時間以上申込児童を預けている場合で、申込児童が（別冊）「保育園等一覧」に掲載する「連携先施設」への入園を希望する場合（施設の受入可能年齢終了月の翌月（4月）の利用調整に限る）	1
	25 ※5	保護者のいずれかが、保育の利用申込締切日時点で育児休業を取得している場合（1歳児クラスで、保護者の状況の類型が就労の場合に限る）	1
	26 ※5	保護者のいずれかが、保育の利用申込締切日時点で育児休業を取得している場合（2歳児クラス以上で、保護者の状況の類型が就労の場合に限る）	2
	27	児童福祉法の観点から特に配慮が必要と認められる場合	3～4

※1 認可保育園および地域型保育事業の在園児が保育園等の変更（転園）をする場合は除く。

※2 保育の利用申込締切日時点で区外に在住している方は、区内の転入予定住所・転入予定日が確認できる書類が提出され、かつ、転入予定日が入園希望月1日以前である場合に限る。

※3 施設が廃止・閉鎖される場合等は、4月利用調整以外でも適用されることがある。

※4 調整指数23番と重複適用ができる。令和7年4月利用調整をもって廃止する。

※5 認可保育園および地域型保育事業の在園児が保育園等の変更（転園）をする場合は除く。

令和7年4月利用調整から、育児休業給付金支給決定通知書のコピーの提出がなくても、保護者のいずれかが育児休業を取得している場合は加算対象となる（P.46参照）。

次ページ以降にも留意事項を記載していますので必ずご確認ください

P.43～44 に記載の「練馬区保育実施基準表」の解説をしています。
お問い合わせをする前にご確認ください。

分類番号	類型名	細目名および補足説明(適用条件等)	
1	就 労	○ 通常、週5日以上勤務をされている方は、月20日以上勤務であると判断し、同様に、週4日の勤務をされている方は、月16日以上19日以下の勤務であると判断します。	
		○ 就労中の方は、締切日時時点で就労している勤務先での、就労実績により指数を算定します。契約上の日数、時間以上の就労実績が確認できない場合、利用調整では不利(就労(内定)の指数を算定等)になります。	
		※ 直近3か月分の就労実績のうち、ひと月も契約上の日数・時間を満たすことが確認できない場合、実績に基づいて保育指数を算定します。その結果、指数が低く算定されることがあります。なお保護者の責によらない理由により、直近3か月分の就労実績が契約上の日数・時間を満たさない場合は、『就労証明書』の備考欄にその旨をご記入ください。	
		○ 就労時間中の休憩時間も拘束時間として指数を算定しますが、家事・育児にあたる時間は就労時間には含みません。	
		○ 育児休業中の方の保育指数は、契約上の日数・時間に基づいて算定します(就労実績は審査対象としません)。	
		○ 契約上の日数・時間を超える就労実績がある場合でも、契約上の日数・時間を上限に指数を算定します。 ※ ただし、以下の場合に限り、1日の就労時間は15分を上限に、練馬区保育実施基準表において、1段階上の細目を適用できる場合があります(育児短時間勤務についても準用できる場合があります)。 ⇒就業規則で、労働時間と休憩時間の合計が1日あたり○時間45分以上であることが定められ、その証明が『就労証明書』においてできる場合 (例:「1日の労働時間は7時間とし、別途休憩時間として45分を設ける」等)	
2	不 存 在	保育の利用申込締切日時時点で申込児童の親権者の一方が存在しない場合に適用されます。また、同一住所に配偶者等(元配偶者、および事実婚である同居人を含む)の居住および住民登録がないこと(単身赴任や生計を共にしている場合を除く)が必要です。その他、特別な状況の場合は、入園相談係までお問い合わせください。	
3	出 産	『教育保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書②の出産欄②』にチェックがある場合、【就労(就学)】の要件で指数を算定することができます。	
4	疾病・負傷	(1) 入院している場合	保育の利用希望月の1日から起算して、入院期間がおおむね1か月以上予定されている場合に適用されます(診断書等の証明が必要です)。
		(2) 寝たきり等の状態の場合	寝たきりまたはそれに類する状態(常時病臥)であることの診断書等の証明があり、保育の利用希望月に育児等に著しい支障があると見込まれる場合に適用されます。
		(3) 精神疾患の場合	精神疾患であることが分かる診断書等の証明が必要です。
		(4) 常時安静を要する場合	寝たきりまでではないものの、保育の利用希望月に日常生活および育児において、著しい制限等がある場合に適用されます(診断書等の証明が必要です)。
		(5) 自宅療養中等の場合	(1)～(4)以外の理由により、保育の利用希望月に自宅等における療養が必要である場合に適用されます(診断書等の証明が必要です)。
5	障 害	「身体障害者手帳」、「愛の手帳(療育手帳)」、「精神障害者保健福祉手帳」、「診断書(障害の診断があるもの)」に記載された等級、度の程度により細目(1)から(3)で算定します。	
6	介護・看護	(1) 重度心身障害者等の介護・看護	申込児童以外で重度の障害(要医療的ケア、知的障害等)を持つ同居者の介護・看護を月48時間以上行っている場合に適用されます。 ※ 令和7年2月利用調整までは「常態(1日8時間以上)とする場合」に適用されます。 ※ 被介護・看護者の介護・看護時間および自立の程度(食事、排泄、入浴)等により審査を行います。
		(2) 通院・通所の付添い	申込児童以外の介護・看護を要する方の通院や通所のため、付添いを必要とする場合に適用されます。移動時間を含めた所要時間の合計で算定します。 ※ 令和7年2月利用調整までは「週3日以上(4時間以上)を常態とする場合」に適用されます。
		(3) 入院・入所の付添い	申込児童以外の介護・看護を要する方の入院または入所先に付添いを必要とする場合に適用されます。移動時間を含めた所要時間の合計で算定します。 ※ 令和7年2月利用調整までは「週3日以上(4時間以上)を常態とする場合」に適用されます。
		(4) 介護・看護の態様から明らかに保育を必要とする場合	細目(1)～(3)に該当しない場合で、申込児童以外の介護・看護のため、申込児童の保育の必要性がある場合に適用されます。
8	就 労 (内定)	申込締切日から利用希望月の月末までの間に、新たに就労を開始する場合や起業の準備を行う場合に適用されます。就労開始後、各利用希望月の申込締切日までの間に『就労開始証明書』の提出がされた場合、【就労】の要件で指数を算定します(ただし、一定期間が経過するまでは、調整指数15番等の減算が適用される場合があります)。	
9	求 職	求職活動を理由として保育を希望する場合に適用されます。各利用希望月の申込締切日までの間に就労内定または就労を開始し、『就労証明書』の提出がされた場合、【就労(内定)】または【就労】の要件で指数を算定します。	
10	就学・ 技能修得	学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める学校、専修学校、各種学校および職業訓練に関する施設等に通学・通所(通信教育課程が含まれる場合を含む)していることが条件です。	

調整指数番号	調整指数要約	補足説明(適用条件等)
1	ひとり親	保護者の状況の類型が存在で、P.23に記載する必要書類の提出が確認された場合に対象となります。
3	単身赴任	以下全ての要件を満たし、『就労証明書』により、勤務地と単身赴任期間の証明が必要です。 ① 保護者のうち、いずれかの者が勤務先から連続3か月以上の単身赴任を命じられおり、当該保護者の類型が【就労】であること。 ② ①の期間中に保育の利用希望月が含まれていること。 ③ 自宅から単身赴任勤務地までの距離が、最短経路距離で60km以上離れていること。 ※【就学】の要件における留学等は対象となりません。 ※ 単身赴任期間の計算や距離の計測等については、区で審査を行うため、証明の必要はありません。
4・5	区外在住	○ 保育の利用希望月1日時点で練馬区外に在住している場合は、本調整指数により減算されます。なお、提出書類(『就労証明書』等)により保護者のいずれかの就労・就学先(予定を含む)が練馬区内であることが確認できる場合は、調整指数4番が対象となります。 ○ 保育の利用申込締切日時点で、練馬区への転入予定はあるが、転入がわかる書類(転入予定日や転入予定住所が分かる売買契約書もしくは賃貸借契約書等)の提出がない場合や4月入園に関して『転入に関する申立書』のみの提出の場合も本調整指数により減算されます。 ○ 申込み制限に該当する場合は、お申込みができません。詳細はP.42をご確認ください。
15	契約変更および転職	保護者の状況の類型が同じ細目間での転職においては、前職の退職日から1か月以内に転職された場合は当該調整指数による減算はありません。この際、前職の退職日が分かる書類の提出が必要です。 例: 前職退職日: 7/2(月20日かつ1日8時間以上の就労)、転職先での就労開始日: 8/1(月20日かつ1日8時間以上の就労) → 指数の減算はありません。 ※ 上位の細目への契約変更や転職の場合も上記の考え方を準用しています。詳細はP.34をご確認ください。
16	児童の状況	身体障害者手帳3級程度、愛の手帳(療育手帳)3度程度以下の発達の障害等がある場合や医療的ケアが必要な場合等配慮が必要で集団生活(保育園の利用)を希望される場合に適用されます。
17	65歳未満の同居祖父母	保育の利用希望月1日時点で、65歳未満の祖父母と同居している(リビングを共用しているなど、屋外に出ずとも交流ができる)場合で、以下のいずれかに該当する場合は本調整指数により減算されます。 ① 祖父母いずれかの保育指数が15点未満となる場合(求職活動中等) ② 『就労証明書』等の保育にあたるができないことを証明する書類の提出がない場合 ※ 要介護(1以上)の認定を受けている方は、減算となりません。介護保険被保険者証のコピーをご提出ください。
18	きょうだい後入れ	利用希望月1日時点で、きょうだいが前月から継続して在園する場合に限りです。
19	未入園同時	利用希望月が施設の受入可能年齢の終了月の翌月にかかる場合を除き、保育園等の変更(転園)をする場合は適用対象外です。
21	2km超転園	○ 保育の利用希望月1日時点の児童住所および在籍施設の所在地を基準とし、直線距離で測定します。 ※ 1歳児1年保育および2歳児1年保育の在園児童は対象外です(復職されている場合は、調整指数22番の対象となります)。
22	特定施設在園	○ 保育の利用申込締切日時点で児童の保育を生業としている保育施設等に一定時間以上預けていることが必要です。なお、保護者の類型が【就労】の場合は、申込締切日時点で復職し、『復職証明書』を提出していることも必要です。 ○ 認可保育園、ファミリーサポート事業や乳幼児一時預かり事業等で一時預かりを利用している場合は、直近3か月分の利用実績のわかる領収書等が『在園(受託)証明書』の代わりとなります。実績を満たす月がある場合、該当月の領収証等のコピーをご提出ください。 ○ 練馬区内の認可保育園・地域型保育事業(事業所内保育事業の従業員枠を除く)の在園児童は、『在園(受託)証明書』の発行および提出は不要です。 ○ 当該調整指数の「一定時間」の考え方については、P.47を参照ください。
23	特定施設卒園	○ 施設の受入可能年齢終了月より前の月は、調整指数22番が適用されます。 ○ 受入可能年齢終了月の末日まで継続して在園している児童が適用されます。 ○ 災害等により、運営の継続が著しく困難な場合等は、対象施設や適用期間を拡大することがあります。 ○ 当該調整指数の「一定時間」の考え方については、P.47を参照ください。 ※ 1歳児1年保育および2歳児1年保育の在園児童は適用対象外です(復職されている場合は、調整指数22番の対象となります)。
24	連携施設	調整指数23番の条件を満たし、かつ希望する保育園等において、「保育園等一覧」に掲載する「連携先施設」が1園以上含まれる場合に適用されます。 ※ 令和7年4月利用調整をもって廃止します。
25・26	育休給付金 (令和7年2月利用調整まで) 育児休業 (令和7年4月利用調整から)	当該育児休業における「育児休業給付金支給決定通知書(いずれかの月の支給明細のコピー)」等の提出が必要です。 (1歳児クラスに申込み場合は調整指数25番、2歳児クラス以上に申込み場合は調整指数26番が適用されます。) ※ 保護者の両方が育児休業給付金を受給している場合でも、本調整指数は重複適用されません。 就労証明書の記載内容から、育児休業を取得していることがわかる場合に適用対象となります(保護者の状況の類型が就労の場合に限る)。 (1歳児クラスに申込み場合は調整指数25番、2歳児クラス以上に申込み場合は調整指数26番が適用されます。) ※ 0歳児クラスに申込み場合は適用対象外ですが、申込書の有効期間中に1歳児クラスになる場合、1歳児クラスになった月の利用調整から適用対象となります。 ※ 保護者の両方が育児休業を取得している場合でも、本調整指数は重複適用されません。

◆ LINEで指数のシミュレーションができます。

- 下記の2次元コードから練馬区LINE公式アカウントを「友だち」に追加してください。
「保育指数シミュレーション」をタップして、質問に答えると合計指数の試算ができます。
- LINEで試算した指数と、実際に区が審査して算定する指数とは異なる場合があります。試算結果は参考程度にお考えください。
- 前回4月入園の一次利用調整の入園内定者の最低指数(ボーダーライン)と、試算した指数とを照らし合わせて、保育施設をLINEで絞込検索できますが、あくまでも過去の実績に基づくものです。
- LINEで絞込検索をした保育施設に入園申込みをしても、入園できることを保証するものではありません。



練馬区LINE公式アカウント
友だち追加はこちらから